

市民相談(6月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

女性のための悩み相談(1人50分)

心理臨床カウンセラー・中井紀子氏
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

予人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00

▽毎週木曜日13:00～16:00

場上記いづれも市役所5階相談室507

備当日直接

LGBT人権相談

相談員 トランスジェンダー当事者

毎月第3水曜日17:00～20:00

予人権室に電話で

場上記いづれも市役所5階相談室507

人権電話相談(1人30分)

毎月第2・4金曜日17:00～20:00

問人権室

TEL06-6992-1512

福祉の総合相談

時①平日9:00～17:30

②平日10:00～16:00(表の開催日時を除く)

③平日(表のとおり)

場①市役所7階守口市社会福祉協議会

②藤田事務所(藤田町4-20-1)

③各コミュニティセンター

備当日直接

問守口市社会福祉協議会

TEL06-6992-2715

毎月	場所	6月
第1火曜日	西部	7日
第2火曜日	北部	14日
第3火曜日	錦	21日
第4火曜日	八雲東	28日
第2木曜日	南部エリア	9日
第3木曜日	東部エリア	16日

時すべて10:00～12:00

消費生活センターだより
クレジットカードに身に覚えのない請求があった！
【事例】
クレジットカードの利用明細書に25万円ほどの身に覚えのない請求があった。インターネット通販で利用したことになっているが、私はインターネット通販でクレジットカード決済をしたことがない。クレジットカードが不正利用されたのではないか。
【解説】
クレジットカードの不正利用が疑われる場合は、まずはカード会社に連絡をし、クレジットカードの利用停止手続きをして、今後の被害を防ぎましょう。
カード会社に請求内容の調査を依頼しましょう。カード会社は規約に基づき判断します。不正利用が認められた

場合は「紛失・盗難保険」などにより、カード会社への申し出日から一定の日数をさかのぼった時点からの請求を取り消しされることがあります。しかし、会員に規約違反があった場合や、利用から一定の期間が経過している場合などは、不正利用による請求であっても取り消しされないこともあります。
クレジットカードの利用明細を毎月必ず確認することで、不正利用を早期発見し、被害を最小限に抑えることができます。最近では利用明細をWEB上で確認することが多くなっていますが、必ず確認するよう習慣付けましょう。
クレジットカードの名義人にはカードの管理責任があります。クレジットカードの所定欄に署名しておく、暗証番号は容易に推測されない番号にする、クレジットカードの貸し借りはしない、信頼できるサイト以外ではクレ

ジットカード情報を登録しないなど、管理・保管には細心の注意を払いましょう。紛失・盗難があった場合はすぐにカード会社に連絡できるように連絡先を確認しておきましょう。
普段利用していないクレジットカードを不正利用されたという相談もあります。不要なクレジットカードは早めに解約することも一考です。
消費生活センター相談専用電話
TEL06-6998-3600
時午前9時～午後4時30分(平日のみ)
消費者ホットライン(土・日、祝日)
TEL局番なし188
時午前10時～午後4時



おはなし劇場
内エプロンシアター「おふろにはいろいろ」他
時6月17日(金)11:00～11:45
場中部エリアコミュニティセンター多目的室(防音)
対乳幼児と保護者
講朗読ボランティアこまどり
定先着20組 申当日受け付け
問生涯学習・スポーツ振興課
TEL06-6995-3158



還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、預金をだまし取ろうとする詐欺に注意してください。
市では、還付金がある場合、市民の皆さんに電話で、銀行や現金自動預払機(ATM)での手続きをお願いすることは絶対にありません。
こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。
問保険課
TEL06-6992-1545

審議会委員募集

守口市男女共同参画審議会委員
市では、「守口市男女共同参画推進条例」に基づき、市、市民、事業者および教育関係者が、それぞれの役割を果たし、協働して、一層の男女共同参画の推進に取り組んでいます。
この条例では、推進計画の策定や変更などを行う「男女共同参画審議会」を設置することとしており、学識経験者などとともに、審議会委員として意見を述べていただく人を次のとおり募集します。
小論文テーマ：「男女共同参画社会の実現をめざして」

守口市人権尊重のまちづくり審議会委員
守口市人権尊重のまちづくり審議会委員は、すべての人の人権が尊重され安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、人権施策の策定や変更などに関する事項について審議されるために設置されたものです。ついては、この審議会に広く市民の皆さんの意見を反映させるために、市民委員を次のとおり募集します。
集めます。
小論文テーマ：「これからの市の人権施策について」
【以下共通事項】
募集委員 2人
対市内在住の18歳以上で平日審議会に出席できる人
任期 2年
委員報酬 9500円(会議出席ごと)
応募方法 希望する委員のテーマを800字程度の小論文(様式は自由)にまとめ、別紙に住所、氏名、生年月日、電話番号を記入し、左記まで郵送または持参
応募期間 6月1日(水)～30日(木)(必着)
注応募原稿は返却しません。
「守口市男女共同参画推進条例」は、市ホームページをご覧ください。
送付先 〒570-8666 京阪本通2-15-5 人権室宛
TEL06-6992-1512

レッツくりあ
作 六倉 実結
守口市ごみ減量キャラクター「くりあ」の生みの親である六倉さんの作品です。

「使用済み小型家電回収」の巻

古いノートパソコンや使用済み小型家電を処分したいんだけど、くりあちゃん教えてほしいんだ。
「はい！」
使用済み小型家電を処分する方法は二通りあるんだ。一つ目は各コミュニティセンターや守口市役所に小型家電の回収ボックスが設置してあるんだ！
二つ目は宅配便によるノートパソコンを含む使用済み小型家電の自宅回収をしているんだ！！
宅配便による使用済み小型家電の回収については、守口市のホームページを見てね！！
宅配便が家まで来てくれるから便利だね。早速、守口市のホームページを見よう。

放置自転車の引き取りを
自転車の撤去は土・日、祝日も実施しています。
【4月撤去分】
保管期間 移送の告示日から1カ月
処分日 6月11日(土)
心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。
TEL06-6902-2340
返還時間 毎日午前10時～午後7時(ただし、年末年始の12月29日～1月3日を除く)
持住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2500円、原動機付自転車4千円)
注移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象
問都市交通計画課
TEL06-6992-1694